

第2次里庄町教育大綱（案）へのご意見をお寄せください

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から策定が義務づけられ、地域の実情に応じ、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされており、このたび、第2次里庄町教育大綱（案）をまとめました。

つきましては、案について、住民の皆様からのご意見・ご提案を募集します。

1 大綱（案）の公開方法

大綱（案）は、里庄町のホームページに掲載しているほか、里庄町総務課、里庄町立図書館、里庄中央公民館、里庄東公民館、里庄西公民館（仁科会館）に備え付けています。

2 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人及び団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本町に対して納税義務を有する個人及び法人
- (5) パブリックコメントの実施に当たり、利害関係を有する個人、法人及び団体

3 ご意見の提出方法

氏名、住所、電話番号、性別、年齢、関係項目（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、匿名での提出は受付できません。また、電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 持参 里庄町総務課
- (2) 電子メール soumu@town.satosho.lg.jp
- (3) 郵便 〒719-0398 里庄町大字里見1107番地2 里庄町総務課宛
- (4) ファクシミリ F A X 番号：0865-64-3618 宛

※持参、郵便、F A Xの場合は、別紙の「ご意見・ご提案用紙」をご利用ください。

4 募集期間 令和2年10月30日（金）～令和2年11月20日（金）（必着）

5 提出いただいたご意見等の公表方法

提出のあった、ご意見等とそれに対する町の考え方、素案を修正した場合のその内容などを、当町ホームページにて、公表をします。（お名前、住所等を公表することはありません）

なお、ご意見等をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、町の考え方をお示しできない場合があります。

◆問い合わせ先 里庄町役場総務課 電話：0865-64-3111